

九州米粉食品普及推進協議会長崎部会会則

(名称)

第1条 本会は、九州米粉食品普及推進協議会の下部組織として、九州米粉食品普及推進協議会長崎部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、米の新たな需給拡大につながる「米粉食品」の普及のため、会員相互の情報交換や米粉の利用促進・啓発等の事業を行うことにより、地域産業の振興や食料自給率の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉食品の普及・啓発をはかるための事業
- (3) 米粉食品の新規開発に関する情報収集・提供
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する長崎県在住の個人及び団体とする。

- 2 本会への加入は申し込みによってなされる。
- 3 会員は、あらかじめ本会に書面をもって通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

(運営委員)

第5条 本会に運営委員会を設置し、運営委員は総会において選任する。

- 1 選任された運営委員の中から、互選により、会長を選任する。
- 2 本会の役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(総会)

第6条 長崎部会総会は、九州米粉食品普及推進協議会総会后、会長が招集し、毎年1回以上開催することとし、次の事項について協議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 会務の計画、執行に関する事項
- (3) 運営委員、役員の選出
- (4) その他必要な事項

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、会長が招集し、その議長にあたり、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会により委任された事項
- (2) 会務の計画、執行に関する事項
- (3) 総会に提出する議案
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第8条 本会の運営は会費制では行わず、事業を実施する毎に協議する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、九州農政局長崎地域センターに置く。

(付則)

第11条 この会則は、設立の日（平成17年 8月30日）から施行する。